

食品等の検査状況

食品の安全性を確保するために食品添加物、残留農薬などさまざまな検査を実施しています。ここでは、平成10年度に実施した検査結果をご紹介します。

検査結果は、神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市のデータを集計したものです。

◎食品添加物

国産食品、輸入食品あわせて、6,263件の検査を行ったところ、表示が不適正なものや国内で使用が認められていない食品添加物が含まれていたなど、違反のものが82件ありました。

違反食品については、製造・販売者に必要な措置をとるとともに、関係自治体に通報し、指導を依頼しました。

検査品目	国産食品		輸入食品	
	検体数	違反数	検体数	違反数
乳及びその加工品	86	0	5	1
肉卵類及びその加工品	607	7	26	0
魚介類及びその加工品	1,915	15	179	0
野菜・果実及びその加工品	808	11	294	3
穀類及びその加工品	204	1	53	0
冷凍食品	87	0	90	1
清涼飲料水	285	0	23	1
酒類	34	0	70	5
菓子	459	17	268	9
かん詰・びん詰食品	60	1	258	6
器具・容器包装	4	0	0	0
その他の食品	382	2	66	2
合計	4,931	54	1,332	28

◎残留農薬

国産食品、輸入食品あわせて860件の検査を実施したところ、国産のしゅんぎく、モロヘイヤ、チンゲンサイ、だいこんから残留基準を超える農薬を検出しました。

違反食品については、販売を禁止するとともに、関係自治体に通報し、指導を依頼しました。

検査品目		検体数	違反数	検査食品内訳	
残留基準あり	国産食品	農産物	208	4	オレンジ、いちご、りんご、キャベツ、なす等
		畜産物	11	0	牛乳
		小計	219	4	—
	輸入食品	農産物	149	0	グレープフルーツ、バナナ、ブロッコリー等
		畜産物	61	0	牛肉、豚肉、鶏肉
		小計	210	0	—
合計		429	4	—	
残留基準なし	国産食品	農産物	192	—	ぶどう、日本なし、トマト、だいこん等
		畜産物	27	—	豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳
		魚介類	4	—	ウミタナゴ、カサゴ、メバル、メジナ
		加工食品	31	—	ベビーフード、冷凍食品、ジャム等
		小計	254	—	—
	輸入食品	農産物	129	—	レモン、アボガド、キウイ、かぼちゃ等
		畜産物	19	—	牛肉、豚肉、鶏肉
		加工食品	29	—	冷凍食品、ジャム等
		小計	177	—	—
		合計	431	—	—
総計		860	4	—	

◎動物用医薬品

食肉、魚介類など約1,000件の検査を実施したところ、豚肉1件から基準値を超えるオキシテトラサイクリンが検出されました。検出された検体は全量廃棄処分とし、流通を防止するとともに関係自治体に通報し、指導を依頼しました。

◎抗菌性物質

食肉、魚介類など約2,000件の検査を実施したところ、豚肉10件から抗菌物質のオキシテトラサイクリンが検出されました。検出された検体は全量廃棄処分とし、流通を防止するとともに関係自治体に通報し、指導を依頼しました。

検査品目		検体数	違反数
国産食品	食肉	660	1
	鶏卵	82	0
	魚介類	46	0
	牛乳	60	0
	その他の食品	10	0
	小計	858	1
輸入食品	食肉	138	0
	魚介類	62	0
	はちみつ	3	0
	小計	203	0
合計		1,061	1

検査品目		検体数	違反数	
			抗菌物質	合成抗菌剤
国産食品	食肉	1,551	10	0
	鶏卵	70	0	0
	魚介類	46	0	0
	牛乳等	170	0	0
	その他の食品	11	0	0
	小計	1,848	10	0
輸入食品	食肉	117	0	0
	魚介類	72	0	0
	その他の食品	3	0	0
	小計	192	0	0
合計		2,040	10	0

◎環境汚染物質

水俣病の原因となった有機水銀、カネミ油症の原因物質として知られているPCB、船底塗料や魚網の汚染防止剤として使われていた有機スズ化合物などの環境汚染物質について検査を実施しています。

このうち、水銀とPCBについては暫定的規制値が定められています。平成10年度の検査では魚介類1件から規制値を超える水銀が検出されたため、関係自治体に通報しました。

また、有機スズ化合物については、規制値は定められていませんが、内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）として疑われている物質でもあることから、今後も検査を継続していく必要があると思われます。

◆総水銀◆

検査品目	検体数	検出数	検出範囲 (ppm)	規制値を超えたもの
魚介類	111	86	0.004~0.69	1

◆PCB◆

検査品目	検体数	検出数	検出範囲 (ppm)	規制値を超えたもの	
魚介類	遠洋沖合産	15	4	0.01~0.07	なし
	内海内湾産	43	11	0.01~0.18	なし
鶏卵	10	0	—	—	
牛乳	11	0	—	—	
その他	4	0	—	—	
合計	83	15	0.01~0.18	なし	

◆有機スズ化合物◆

検査項目	検査品目	検体数	検出数	検出範囲 (ppm)
TBT	魚介類	4	3	0.07~0.27
TBTO		98	17	0.01~0.11
TPT		102	12	0.01~0.12
DBT		24	0	—
合計		228	32	—

TBT：トリブチルスズ、TBTO：トリブチルスズ 酢酸、TPT：トリフェニルスズ、DBT：ジブチルスズ* 酢酸

◎環境ホルモン

平成10年度に神奈川県で実施した、ポリカーボネート製のほ乳瓶や食器、食品用ラップ、おもちゃ、缶詰用容器、県内産青果物を対象とした環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）と疑われる化学物質についての調査結果をお知らせします。

◆ポリカーボネート製ほ乳瓶及び食器◆

ほ乳瓶

繰り返し使用を想定した200回洗浄後までの溶出試験では、微量のビスフェノールAが検出されたものがありました。

また、家庭において実際に使用されたほ乳瓶からも微量のビスフェノールAが検出されたものがありました。

調査内容	検体数	調査物質	検出値範囲(ppb)
繰り返し使用を想定した200回洗浄、殺菌後までの溶出試験	5	ビスフェノールA	0.3~0.5
家庭で実際に使用したほ乳瓶の溶出試験	9		0.3~0.4

食器

子供用及び給食用食器類の繰り返し使用を想定した200回洗浄後までの溶出試験では、微量のビスフェノールAが検出されたものがありました。

ビスフェノールAの溶出量は使用を想定した処理方法の違いにより差がある傾向がみられました。

調査内容	処理方法の別	検体数	調査物質	検出値範囲(ppb)
繰り返し使用を想定した200回洗浄後までの溶出試験	熱風乾燥	5	ビスフェノールA	0.3~4.7
	殺菌剤	5		0.4~1.2
	電子レンジ加熱	5		検出されず

◆食品用ラップ、おもちゃ、缶詰用容器◆

ポリ塩化ビニル製の食品用ラップ及びおもちゃのビスフェノールA、フタル酸エステル類について、また、エポキシ樹脂を内面コーティングした缶詰用容器のビスフェノールAについて、それぞれ溶出試験を行ったところ、フタル酸エステル類は検出されませんでした。ラップ、おもちゃ及び缶詰用容器からビスフェノールAが検出されたものがありました。

調査品目	調査内容	検体数	調査物質	検出数	検出値範囲(ppb)
ポリ塩化ビニル製食品用ラップ	溶出試験	5	ビスフェノールA	2	0.9~23.5
			フタル酸エステル類5物質	0	検出されず
ポリ塩化ビニル製おもちゃ	溶出試験	5	ビスフェノールA	4	0.8~110.1
			フタル酸エステル類5物質	0	検出されず
缶詰用容器	溶出試験	5	ビスフェノールA	4	0.9~2.0

*フタル酸エステル類の内訳：フタル酸ジエチル、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジシクロヘキシル、フタル酸ジエチルヘキシル

◆県内産青果物◆

県内産の青果物7種20検体について、17種類の農薬を調査しましたが、いずれの検体からも農薬は検出されませんでした。

調査品目	検体数	調査物質	調査結果
野菜、果実	20	残留農薬17物質	すべて検出されず

*調査青果物：だいこん、にんじん、ばれいしょ、レタス、キャベツ、みかん、はくさい

*調査農薬：BHC、DDT、アルドリン、ジコホール、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル、ベルメトリン、シベルメトリン、フェンバレレート、マラチオン、カルバリル、アルジカルブ（以上、殺虫剤）、メトリブジン、アミトロール、2, 4, 5-T、2, 4-D（以上、除草剤）

ポリカーボネート製ほ乳瓶及び食器からのビスフェノールAの溶出については、食品衛生法で基準（2, 500ppb以下）が定められていますが、今回の検出値はいずれも基準を下回るものでした。

また、厚生省の「内分泌かく乱化学物質の健康影響に関する検討会」の中間報告書によれば、ビスフェノールAについて、「人の健康に重大な影響が生じるという科学的知見は得られておらず、現時点で直ちに使用禁止等の措置を講ずる必要はないと考えられる」との見解が示されています。

また、環境ホルモンの調査は平成11年度も継続して実施しています。

*詳しい調査結果は、ホームページ（アドレスは <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/seikatueisei/kanajin/kanajin.html>）をご覧ください



ミニ知識

ビスフェノールA

ポリカーボネート製プラスチックやエポキシ樹脂の原料で、ポリカーボネートは、食器、コンパクトディスク、自動車のランプカバーなどに、エポキシ樹脂は、缶詰の内部コーティングなどに使用されます。

また、他の樹脂の原料、安定剤、酸化防止剤などにも用いられています。

フタル酸エステル類

ポリ塩化ビニル製プラスチックの可塑剤などとして使用されます。

可塑剤とは、プラスチックなどに添加することによって、本来は硬いプラスチックを軟らかくし、成形加工を容易にする物質のことです。